

保管場所標章廃止後の車庫証明等手続について

1 保管場所標章交付手数料(500円)の廃止について

保管場所標章の廃止に伴い、保管場所標章交付手数料も廃止となります。保管場所標章交付手数料廃止後の各手続の手数料は以下の通りです。

令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
<p>登録自動車の車庫証明の交付申請 (窓口での紙申請)</p> <p>申請時：2,100円 受取時：500円 ※注1 計：2,600円</p>	<p>登録自動車の車庫証明の交付申請 (窓口での紙申請)</p> <p>申請時：2,100円 受取時：手数料なし 計：2,100円</p>
<p>保管場所の変更又は軽自動車の届出</p> <p>届出：500円</p>	<p>保管場所の変更又は軽自動車の届出</p> <p>届出：手数料なし(届出は必要)</p>
<p>再交付申請</p> <p>自動車保管場所証明書：400円 保管場所標章：500円</p>	<p>再交付申請</p> <p>自動車保管場所証明書：400円 保管場所標章：手続廃止</p>
<p>登録自動車の車庫証明の通知申請 (電子申請)</p> <p>通知申請手数料：2,100円 標章交付手数料：500円 計：2,600円</p>	<p>登録自動車の車庫証明の通知申請 (電子申請)</p> <p>通知申請手数料：2,100円 標章交付手数料：手数料なし ※注2 計：2,100円</p>

※注1 窓口での受取(証明書の受取)が4月1日以降の場合、500円は**不要**
※注2 証明通知(電子手続上の通知)が3月31日以前の場合、500円が**必要**

2 申請様式の変更について

保管場所標章交付申請書の廃止に伴い、各種申請様式が変更となります。新様式については令和7年4月1日以降、順次ホームページからダウンロードを可能とする予定です。

なお、令和7年4月1日以降にあっても、従前の申請様式を使用することが可能です。